

参考資料

<学習指導要領の理念を実現するための基盤の整備関係>

- 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申の概要・・・・・・・・・・ 4
- 教職大学院制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合・・・・ 11
- 小学校高学年における教科（一部）担任制の実施状況・・・・・・・・・・・・ 12
- 公立義務教育諸学校の教職員定数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 小・中学校の教科書ページ数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 学校図書館の現状に関する調査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 理科教育等設備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 理科支援員等配置事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 平成18年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（速報値）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 「放課後子どもプラン」平成19年度予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 確かな学力向上のための2002アピール「学びのすすめ」
（平成14年1月17日）（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

<高等学校教育との接続の観点からの大学入試の改善関係>

- 18歳人口及び高等教育機関への入学者数・進学率等の推移・・・・・・・・・・ 26
- 大学入学者選抜の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 大学入学者選抜の改善について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 選抜方法別入学者数の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 私立大学の志願倍率、合格率、歩留率、入学定員充足率の状況・・・・・・・・ 31
- 私立大学の定員充足率別大学数・志願倍率・推薦入学及びAO選抜入学率
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 学習指導要領上の必履修科目と大学入試センター試験の出題科目・範囲との対照表
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

<学習指導要領の理念を実現するための基盤の整備>

「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申の概要

I. 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方

1. これからの社会と教員に求められる資質能力（略）
2. 教員をめぐる現状（略）
3. 教員養成・免許制度の改革の重要性
 - 現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。このためには、養成、採用、現職研修等の改革を総合的に進めることが必要であるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の出発点に位置付けられるものであり、重要。
4. 教員養成・免許制度の現状と課題
 - ① 教員養成に対する明確な理念の追求・確立がなされていない大学があるなど、学生に身に付けさせるべき資質能力についての理解が十分でないこと。
 - ② 教職課程が専門職業人たる教員の養成を目的とするという認識が、大学教員の間にも共有されていないため、教職課程の組織編成やカリキュラム編成が、十分整備されていないこと。
 - ③ 学校現場が抱える課題に十分対応した授業ではない、指導方法が講義中心、教職経験者が授業に当たっている例も少ないなど、実践的指導力の育成が十分でないこと。特に修士課程に、これらの課題が見られること。
5. 教員養成・免許制度の改革の方向
 - 「大学における教員養成」及び「開放制の教員養成」の原則を尊重しつつ、現在を我が国の教員養成の大きな転換期と捉え、以下の方向で改革を推進。
 - ① 大学の教職課程を、教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する。
 - ② 教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として最小限必要な資質能力を確実に保証するものに改革する。

II. 教員養成・免許制度の改革の具体的方策

序 教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進（略）

1. 教職課程の質的水準の向上
 - (1) 基本的な考え方
 - 学部段階の教職課程が、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものとなるために、大学自身の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組が重要。
 - 今後は、課程認定大学のすべての教員が教員養成に携わっているという自覚を持ち、各大学の教員養成に対する理念等に基づき指導を行うことにより、大学全体としての組織的な指導体制を整備することが重要。
 - (2) 「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化
 - 今後、教職課程の履修を通じて、教員として最小限必要な資質能力の全体について、確実に身に付けさせるとともに、その資質能力の全体を明示的に確認するため、教職課程の中に、新たな必修科目（「教職実践演習（仮称）」）を設定することが適当。
 - 当該科目には、教員として求められる事項（①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 ②社会性や対人関係能力に関する事項 ③幼児児童生徒理解にや学級経営に関する事項 ④教科・保育内容等の指導力に関する事項）を含めることが適当。

- 役割演技（ロールプレイング）やグループ討議、事例研究、模擬授業等により実施することや、教科に関する科目と教職に関する科目の担当教員が、共同して実施に責任を持つこと、学生の状況等に応じて、個別に補完的な指導を行うこと、全ての科目を履修済み、あるいは履修見込みの時期に設定するなど、履修方法等を工夫。
- 最低修得単位数は2単位程度が適当。科目区分は、現行の科目区分とは異なる新たな区分（「教職総合実践に関する科目（仮称）」）を設けることが適当。

（3）教育実習の改善・充実

- 大学は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携して、責任を持って指導に当たることが重要。
- 実習内容については、個々の学生の履修履歴等に応じて、内容の重点化も考慮。その場合でも、十分な授業実習の機会の確保に努めることが必要。
- 大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会を積極的に取り入れること、また、実習校においては、複数の教員が協力して指導に当たることが必要。
- 大学は、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上明確にすることが必要。教育実習の履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認することが必要。教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要。
- いわゆる母校実習については、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当。
- 各都道府県ごとに、教育実習連絡協議会を設置し、実習内容等について共通理解を図るとともに、実習生を円滑に受け入れていく具体的な仕組みについて検討。

（4）「教職指導」の充実

- 学生が主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、今後は、どの大学においても、教職指導の充実に努めることが必要。法令上も、教職指導の実施を明確化。
- 学生が教職課程の履修を円滑に行うことができるよう、入学時のガイダンスを工夫するとともに、履修期間中のアドバイス機能を充実することが必要。
- 同学年や異学年の学生による集団学習の機会を充実するとともに、インターンシップや、子どもとの触れ合いの機会、現職教員との意見交換の機会等を積極的に提供することが必要。

（5）教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化

- 教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、教員養成カリキュラム委員会（平成9年の教養審第一次答申等で提言）の機能の充実・強化を図ることが必要。
- 学校現場や社会のニーズを取り入れた教職課程の改善を不断に行っていくシステムを構築することが必要。

（6）教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

- 大学の教職課程について、専門的な見地から事後評価を行い、問題が認められた場合には、是正勧告や認定取り消し等を可能とするような仕組みを整備することが必要。
- 引き続き、各大学の自己点検・評価や学外者による検証を促進することが必要。
- 教職課程の認定に係る審査の充実に努めるとともに、実地視察の一層の充実や課程認定委員会の体制整備を図ることが必要。

2. 「教職大学院」制度の創設

(1) 「教職大学院」制度の創設の基本的な考え方

① 「教職大学院」制度の必要性及び意義

- 様々な専門的職種や領域において、大学院段階で養成されるより高度な専門的職業能力を備えた人材が求められていることを踏まえ、教員養成の分野についても、専門職大学院制度を活用した教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み（「教職大学院」制度）を創設することが必要。
- 力量ある教員の養成のためのモデルを制度的に提示することにより、学部段階をはじめとする教員養成に対してより効果的な教員養成のための取組を促すことを期待。

② 主な目的・機能

- 教職大学院は当面、次の2つの目的・機能とする。
 - i) 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成
 - ii) 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成
- これ以外の幅広く教員の資質能力の向上に関連する目的・機能については、各大学の主体的な検討により、一般の専門職大学院としての設置も含め、先導的・意欲的な取組を期待。

(2) 制度設計の基本方針（略）

(3) 具体的な制度設計（主として設置基準に関連する事項について）

① 課程の目的

- 「専ら教員の養成又は研修のための教育を行うことを目的とする」などの共通的な目的規定を整理することが適当。

② 標準修業年限

- 一般の専門職大学院と同様、2年とすることが適当。

③ 修了要件

- 必要修得単位数は、45単位以上とすることが適当。そのうち10単位以上は学校における実習によることとし、10単位の範囲内で、大学の判断により、教職経験をもって当該実習とみなすことができるようにすることが適当。

④ 入学者選抜

- 各教職大学院の責任において、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、将来の中核的・指導的な教員に相応しい資質能力を適確に判断し得るような工夫等を行うことが重要。

⑤ 教育課程

- 理論と実践の融合を強く意識した体系的な教育課程を編成すべきことを明確にすることが必要。
- 具体的には、i) 教育課程の編成・実施に関する領域、ii) 教科等の実践的な指導方法に関する領域、iii) 生徒指導、教育相談に関する領域、iv) 学級経営、学校経営に関する領域、v) 学校教育と教育の在り方に関する領域のすべての領域にわたり授業科目を開設することが適当。

⑥ 教育方法・授業形態

- 少人数で密度の濃い授業を基本としつつ、理論と実践との融合を強く意識した事例研究、模擬授業、授業観察・分析等の教育方法を積極的に開発・導入することが必要。
- 授業形態として、単なる講義にとどまらず、ワークショップ、事例研究、フィールドワーク等の新しい教育方法を中心としたものとして展開されることが必要。

⑦ 履修形態

- 現職教員が職務に従事しながら履修できるよう、昼夜開講制、夜間大学院など、弾力的な履修形態を可能とすることが適当。

⑧ 教員免許状を保有しないで入学する学生の扱い

- 教職大学院在学中に所定履修単位のほか、一種免許状の取得に必要な所要単位を修得することが必要。学部での開設科目の履修のほか、教職特別課程（教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程）での履修も可能。

⑨ 教員組織

- 最低限必要な専任教員数は11人とするとともに、うち実務家教員の比率はおおむね4割以上とすることが適当。実務家教員の範囲は、学校教育関係者・経験者を中心に想定されるが、医療機関や福祉施設など教育隣接分野の関係者、民間企業関係者など、幅広く考えられる。

- 実務家教員の要件は、一定の勤務経験を有することにより優れた教育実践を有する者であるとともに、高度の教育上の指導能力を有すると認められる者とする必要がある。

⑩ 連携学校等

- 附属学校の積極的活用は当然の前提としつつ、附属学校以外の一般校の中から、連携協力校を設定することを義務付けることが適当。

⑪ 大学院の形態

- 連合大学院制度や連携大学院制度などの仕組みを活用することが考えられる。また、従来とは異なる新しい教育方法が中心に展開されることから、いわゆる通信制の課程は想定されない。

⑫ 学位の種類

- 「教職修士（専門職）」等の専門職学位を学位規則において定めることが適当。

⑬ 認証評価等

- 中核的・指導的な教員の養成・研修の場としての水準の維持・向上を図るため、大学としての自己点検・評価や認証評価が重要。大学関係者、学校関係者、地方教育行政担当者等による認証評価機関を創設し、不断の改善を促すシステムを構築。

(4) その他（設置基準以外の関連事項等について）

- 教職大学院の整備に当たっては、各大学の主体的な設置構想の検討が前提となるが、国立大学については、特に優れた実績を有し、意欲的で、真に他大学のモデルとなる設置構想と計画を実現し得る大学から整備を行うことが必要。

- 修了者に授与する教員免許状の種類については、現行の専修免許状とすることが適当。

- 任命権者の判断により、初任者研修の全部又は一部を免除することができることとすることが適当。

- 修了者の給与面の処遇については、修了者の実績等を勘案しつつ、各任命権において検討。新人教員の採用についても、都道府県教育委員会等の責任で適切に検討することを期待。

3. 教員免許更新制の導入

(1) 導入の基本的な考え方

① 導入の必要性及び意義

- 教員として必要な資質能力は、本来的に、時代の進展に応じて更新が図られるべき性格を有しており、教員免許制度を恒常的に変化する教員として必要な資質能力を担保する制度として、再構築することが必要。

- 教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行うことが必要であり、このため、教員免許更新制の導入が必要。

- 更新制導入の意義としては、すべての教員が必要な資質能力を確実に修得することで、公教育の改善・充実と信頼の確立。また、専門性向上の促進も期待。

② 更新制の基本的性格

- 更新制は、いわゆる不適格教員の排除を直接の目的とするものではなく、教員が、更新後の10年間を保証された状態で、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ていくという前向きな制度。
- 免許更新講習の受講により、教員としての専門性の向上も期待。また、講習を修了できない者は、免許状は失効するため、問題のある者は教壇に立つことがないようにするという効果。
- 更新制を導入し、専門性の向上や適格性の確保に関わる他の教員政策と一体的に推進することは、教員全体の資質能力の向上に寄与するとともに、教員に対する信頼を確立する上で、大きな意義。

(2) 具体的な制度設計

① 基本的な考え方

- 更新の要件は、必要最小限のものとし、客観性を担保するとともに、更新のための負担も合理的な範囲内のものとする必要がある。

② 教員免許状の有効期限

- 一律に10年間とすることが適当。

③ 更新の要件と免許更新の実施主体

- 教員免許状の有効期限内に、免許更新講習を受講し、修了の認定を受けることとすることが適当。免許の更新は、免許管理者である都道府県教育委員会が行うこととすることが適当。

④ 免許更新講習の在り方

i) 講習の開設主体と国による認定

- 課程認定大学のほか、大学の関与や大学との連携協力のもとに都道府県教育委員会等も開設可能とする。一定水準が維持されるよう、あらかじめ国が認定基準を定めて認定するとともに、認定後も定期的にチェックを行うことが必要。

ii) 講習内容と修了の認定

- 講習内容については、
 - ・教職実践演習（仮称）に含めることが必要な事項と同様の内容を含むものであること
 - ・その時々で求められる教員として必要な資質能力に確実に刷新（リニューアル）する内容を含むものであることが必要。また、学校種や教科種に関わらず、およそ教員として共通に求められる内容を中心とすることが適当。
- 修了の認定は、あらかじめ修了目標を定め、受講者の資質能力を適切に判定した上で、修了の可否を決定することが適当。

iii) 受講時期と講習時間

- 有効期限の満了前の直近2年間程度の間、最低30時間程度、受講することが適当。

iv) 講習の受講の免除等

- 教員としての研修実績や勤務実績等が講習に代替しうるものと評価できる場合には、受講の一部又は全部の免除を可能とすることが適当。

⑤ 教員免許状の失効と再授与の在り方

- 更新の要件を満たさない場合、教員免許状は更新されず、失効する。ただし、免許更新講習と同様の講習（回復講習）を受講・修了すれば、再授与の申請を可能とすることが適当。

⑥ 教員免許状の種類ごとの更新制の取扱い

- 更新制は、すべての普通免許状に、同等に適用することが適当。

⑦ 複数の教員免許状を有する者の取扱い

- 複数免許状の保有者については、原則として、一の免許状について更新の要件を満たせば、他の免許状の更新も可能とすることが適当。

⑧ 教員となる者及びペーパーティーチャーの取扱い

- 更新制は、制度導入後に教員となる者を主たる対象者として想定した制度。ペーパーティーチャーは、免許状の再取得が必要となった時点で、回復講習を受講・修了することが必要。

(3) 現職教員を含む現に教員免許状を有する者への適用

① 適用についての基本的な考え方

- 現に教員免許状を有する者についても、一定期間（10年間）ごとに免許更新講習と同様の講習（定期講習）の受講を法的に義務付け、当該講習を修了しない場合は、免許状が失効することとするは、必要性和合理性があり、更新制の基本的な枠組みを適用することが適当。

② 現職教員及びペーパーティーチャーの取扱い

- 現職教員は、定期講習を受講・修了しなければ、免許状が失効し、失職となることから、10年ごとに定期講習を受講・修了することが必要。
- ペーパーティーチャーは、免許状の再取得が必要となった時点で、回復講習を受講・修了することが必要。

(4) 更新制等の円滑な実施のために

- 現職教員が計画的に定期講習を受講できるよう諸準備を進めるとともに、「免許管理システム」の整備を速やかに行うことが必要。

4. 教員養成・免許制度に関するその他の改善方策

- 小学校の教員養成について、教員養成を主たる目的とする学科等以外の学科等においても、可能とすること等について、検討。
- 我が国の教員養成システムを、将来的に大学院修士レベルまで含めた養成へとシフトしていくことについては、今後の課題として、検討。
- 上進制度について、免許法別表第三の「良好な成績で勤務」の評価がより適切に行われるよう、適切な運用に努めることが必要。
- 二種免許状を保有する教員に係るいわゆる12年指定制度については、今後は、幼稚園の教員も対象とすることが適当。
- 二種免許状については、当面は存続させることが適当。ただし、一種免許状の早期取得が強く求められている近年の状況等も踏まえ、引き続き検討課題とすることが適当。
- 分限免職処分を受けた者について、明らかに教員としての資質能力に問題がある場合には、免許状の取上げを可能とすることが適当。

5. 採用、研修及び人事管理等の改善・充実

- 中長期的な視点から退職者数の推移等を分析・把握して、計画的な採用・人事を行うことが重要。採用スケジュールの早期化、受験年齢制限の緩和・撤廃、社会人経験者の登用促進等、多様な人材登用のための一層の改善・工夫が必要。
- 10年経験者研修は、法定研修として引き続き存続させるものの、更なる指導力の向上や、得意分野づくりに重点を置いた研修としての性格を明確にするとともに、実施時期や研修内容を柔軟化の方向で見直すことが必要。
- 問題のある教員が教壇に立つことのないよう、引き続き、条件附採用期間制度の厳格な運用や、指導力不足教員に対する人事管理システムの活用による分限制度の厳格な適用等に努める。
- 新しい教員評価システムの構築を一層推進するとともに、評価の結果を任用や給与上の措置などの処遇に適切に反映することが重要。

6. 教員に対する信頼の確立に向けて（略）

教職大学院制度の創設

1. 教職大学院の位置付け

(1) 開放制との関係

引き続き「開放制」の原則の下、教員としての基礎・基本は学部段階で育成することを前提としつつ、大学院段階の教員養成・再教育の充実を図るために導入。

(2) 「教職大学院」の制度化

教職課程改善の一つのモデルとして、一般の専門職大学院制度の中で、法科大学院と同様に、一定の枠組みを有する特別の専門職大学院として、教員養成に関する専門職大学院（教職大学院）制度を創設。

2. 教職大学院の主な目的・機能

- ① 学部段階での教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した学生の中から、さらに実践的指導力を備えた、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
（一種免許状未取得の学生は、専門職大学院在学中に学部の教職科目の履修と併行で履修（大学の判断で合わせて3年の長期在学コースも可能。））
- ② 現職教員を対象に、将来、地域における指導的教員・学校管理者となる上で不可欠な確かな指導理論と実践力・応用力を備えた、スクールリーダーの養成。

〔※ これ以外の教育分野の専門職大学院については、各大学の自主的な検討により、一般の専門職大学院として設置されることも含め、先導的・意欲的な取組の推進を期待。〕

3. 教職大学院の具体的な仕組み

具体的な仕組みについて、専門職大学院設置基準に教職大学院固有の名称や特例を定める。

① 修業年限：

- 標準2年
- 現職教員に配慮した短期履修コース(1年)、長期在学コース(3年)も開設可。

② 修了要件：

- 2年以上在学し、45単位以上修得。
- 10単位以上は、連携学校などにおける実習を義務化。
- 現職経験をもって一定程度まで実習とみなす（→現職教員は事実上1年での修了が可能）。

③ 教育課程・方法：

- 確かな「授業力」と豊かな「人間力」の育成を目指したカリキュラムを編成。
- 事例研究、フィールドワーク等を積極的に導入した「理論と実践の融合」。
- 各大学に共通するカリキュラムの枠組・基本的要素を設置基準上明確化。

④ 教員組織：

- 専門分野に関し高度の指導能力のある専任教員を一定程度置く（最低11人以上）。
- 高度な実務能力を備えた指導スタッフ（実務家教員）の義務付け（必要専任教員の4割以上）。

⑤ 連携協力校：

- 「現場重視」の教員養成のため、市中の学校から連携協力校の設定を義務付け。

⑥ 学 位：

- 米国の「M.Ed」に対応する「教職修士(専門職)」等を授与（制度的に明確化）。

⑦ 教員免許状：

- 現行の専修免許状を授与。

⑧ 認証評価：

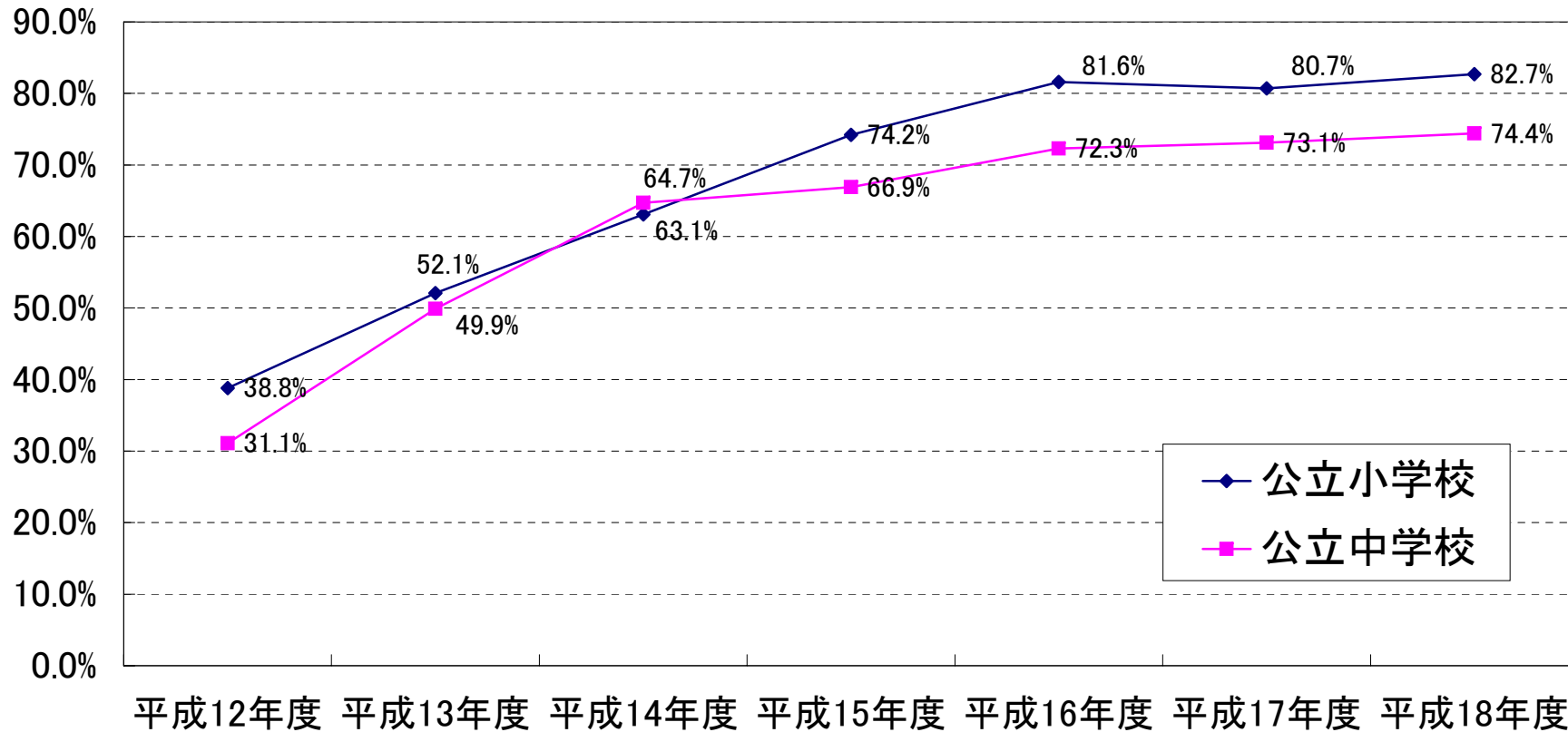
- 大学、学校、教育委員会等関係者で構成する全国的な認証評価機関を創設し、
不断の改善システムを構築。

⑨ その他：

- 給与、採用選考等の処遇については、修了者の実績等を勘案しつつ、各任命権者において検討。
- 各大学の主体的な設置構想が前提。特に国立大学は他の大学のモデルとなり得る計画を有する大学から整備。

児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合

(文部科学省調べ)



※ 数値は、全公立小学校及び全公立中学校を対象としたうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。

※ 数値は、年間を通し実施したものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した場合も含んでいる。

小学校高学年における教科（一部）担任制の実施状況

教科 実施状況	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育
第1学年	0.9%	/	0.8%	/	0.6%	7.7%	2.1%	/	3.8%
第2学年	1.5%	/	1.4%	/	1.0%	11.7%	3.7%	/	4.6%
第3学年	4.0%	2.6%	2.9%	10.8%	/	27.6%	8.9%	/	5.5%
第4学年	4.4%	3.8%	3.5%	15.8%	/	35.6%	11.6%	/	6.6%
第5学年	4.7%	6.6%	4.1%	23.0%	/	41.2%	13.0%	21.8%	8.4%
第6学年	5.0%	8.0%	4.3%	25.4%	/	43.2%	13.5%	23.7%	9.1%

は、15%以上

注：ここでの教科担任制とは、学校として一部の教科について、教員の得意分野を生かして年間を通じてある学年の全学級を対象に実施しているものをいう。（中・高等学校の教員が兼務して実施しているもの、非常勤講師が実施しているものなども含む。）

公立義務教育諸学校の教職員定数について

平成19年度予算人員

701,777人

(内訳)

○基礎定数

647,350人

○加配定数 (学校の実情に応じて配置される教職員定数)

54,427人

(加配定数の内訳)

- | | |
|----------------------------|---------|
| ①指導方法の工夫改善 (習熟度別少人数指導の実施等) | 39,071人 |
| ②通級指導 (LD・ADHD児、軽度障害児対応) | 2,451人 |
| ③児童生徒支援 (いじめ、不登校対応等) | 6,377人 |
| ④研修等定数 (大学院派遣、初任者研修の実施等) | 5,453人 |
| ⑤養護教諭、栄養教諭、事務職員の増員 | 1,075人 |

学校規模別教職員配置の標準（例）

小学校

（単位：人）

学級数	校 長	教 頭	教 諭				教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			学級担任	担 任 外	生徒指導	小 計				
3学級	1	—	3	0.75	—	3.75	4.75	1	0.75	6.50
6学級	1	0.75	6	1	—	7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5	—	13.5	15.50	1	1	17.50
18学級	1	1	18	2.6	—	20.6	22.60	1	1	24.60
24学級	1	1	24	3	—	27.0	29.00	2	1	32.00
30学級	1	2	30	3.5	0.5	34.0	37.00	2	2	41.00
36学級	1	2	36	3.9	0.5	40.4	43.40	2	2	47.40
42学級	1	2	42	4.5	0.5	47.0	50.00	2	2	54.00

※ 他に、教諭の少人数指導の定数、養護教諭加配定数、事務職員加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、学校栄養職員定数が加わる。

※ 養護教諭は、851人以上が複数配置。24学級は、851人以上とみなして、+1とした。

学校規模別教職員配置の標準（例）

中学校

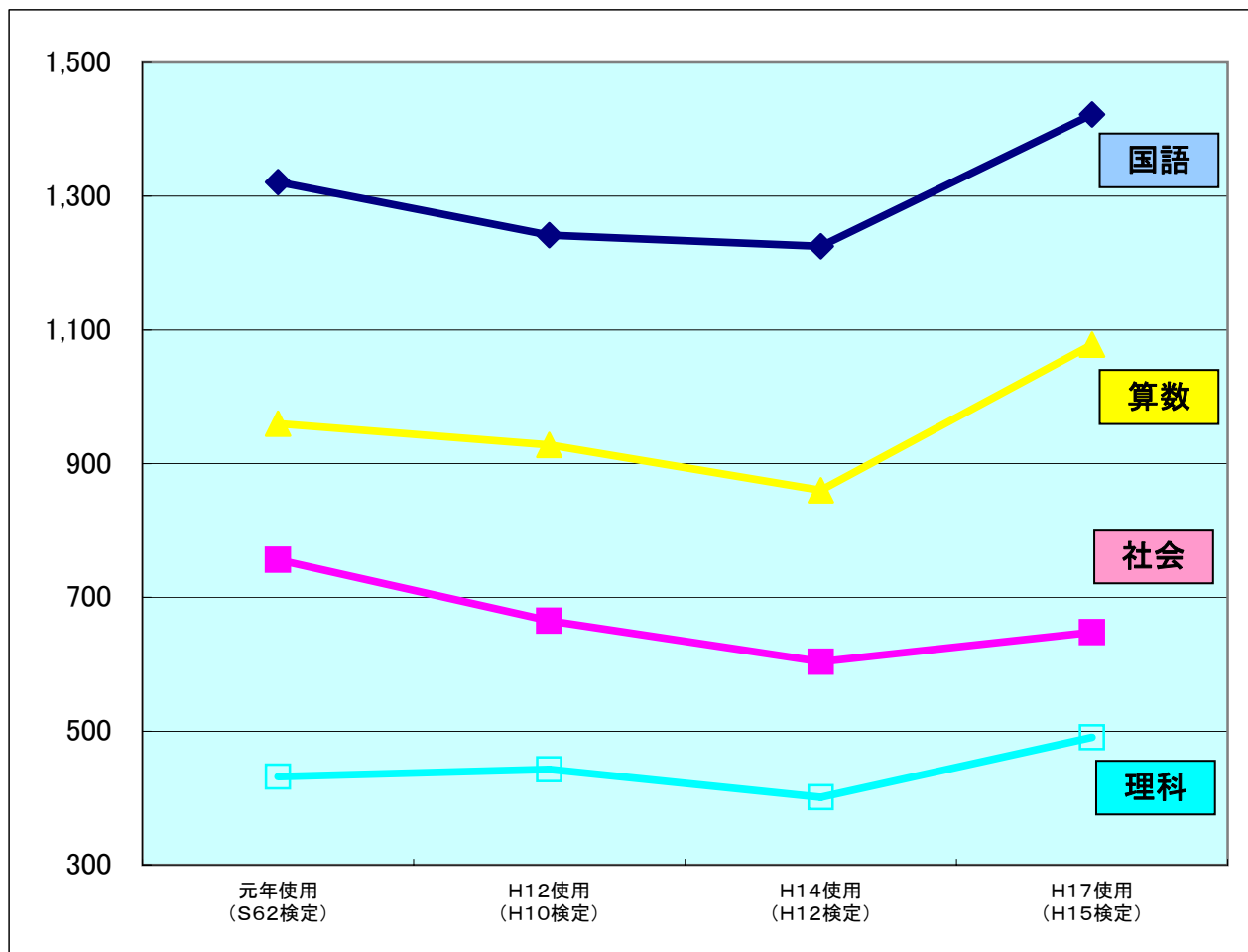
（単位：人）

学級数	校 長	教 頭	教 諭			教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			教科担任	生徒指導	小 計				
3学級	1	0.5	7.5	—	7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5	—	9.5	11.5	1	1	13.5
9学級	1	1	14.5	—	14.5	16.5	1	1	18.5
12学級	1	1	17.9	—	17.9	19.9	1	1	21.9
15学級	1	1	22.5	—	22.5	24.5	1	1	26.5
18学級	1	1	27.0	1	28.0	30.0	1	1	32.0
21学級	1	1	31.6	1	32.6	34.6	1	2	37.6
24学級	1	2	35.5	1	36.5	39.5	2	2	43.5
27学級	1	2	40.0	1	41.0	44.0	2	2	48.0
30学級	1	2	44.5	1.5	46.0	49.0	2	2	53.0
33学級	1	2	49.0	1.5	50.5	53.5	2	2	57.5
36学級	1	2	52.5	1.5	54.0	57.0	2	2	61.0

※ 他に、教諭の少人数指導の定数、養護教諭加配定数、事務職員加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、学校栄養職員定数が加わる。

※ 養護教諭は、801人以上が複数配置。24学級は801人以上とみなして、+1とした。

小学校教科書 ページ数の推移



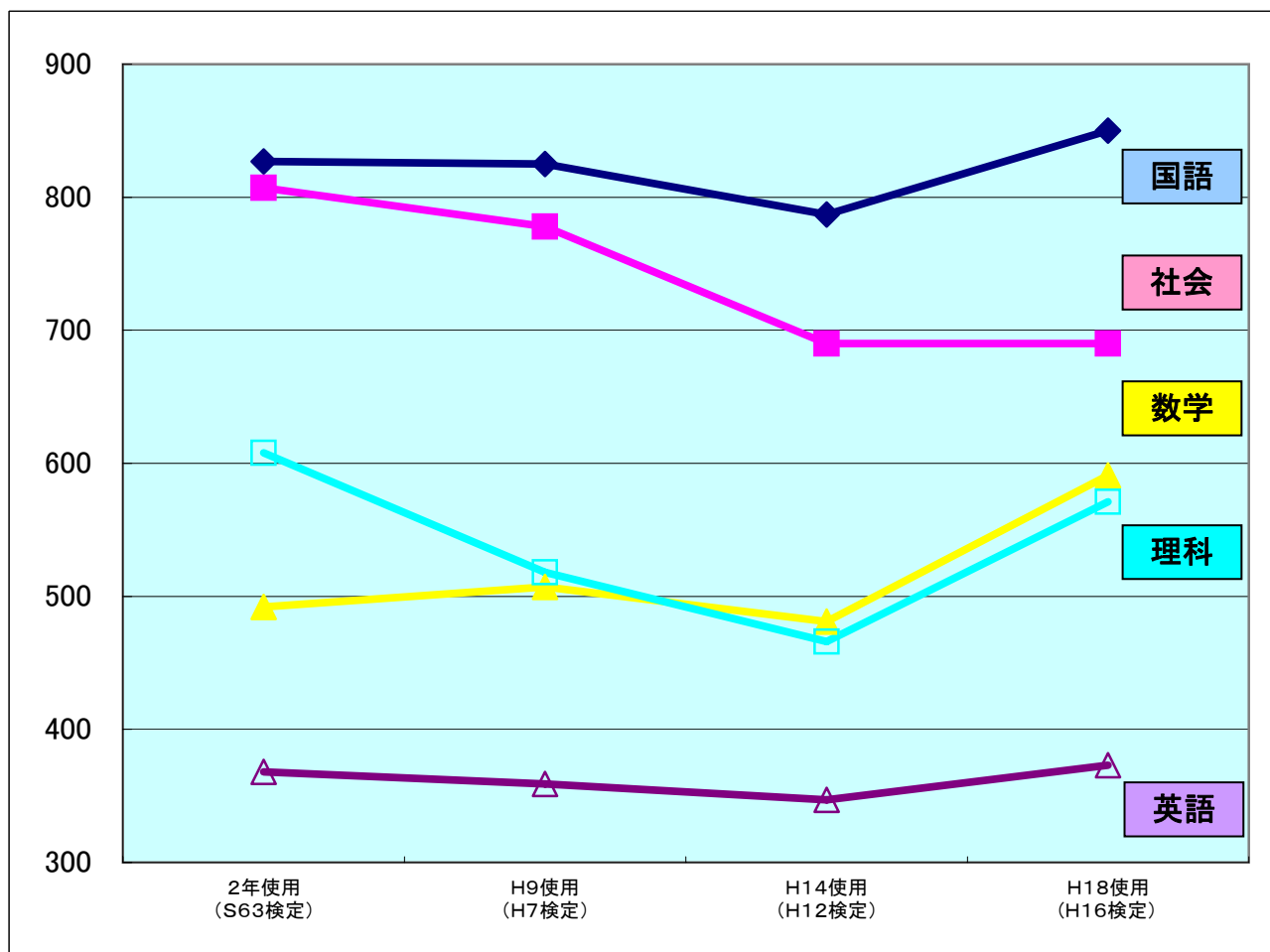
小学校

昭和52年指導要領 平成元年指導要領 平成10年指導要領

	元年使用 (S62検定)	H12使用 (H10検定)	H14使用 (H12検定)	H17使用 (H15検定)	H17使用とH14使用の差	
国語	1,321	1,242	1,225	1,422	197	16.1%
社会	756	665	604	648	44	7.3%
算数	960	928	860	1,078	218	25.3%
理科	432	443	401	491	90	22.4%
全体	3,469	3,278	3,090	3,639	549	17.8%

- * ページ数は、表紙と見返しを除いた総ページ数である
- * 各社全点合計ページ数の平均である
- * すべてB5換算している(B5:A5=1:1.2、B5:B5変形版=1.04:1)
- * 社会と理科については、3年生以上の教科書を集計

中学校教科書 ページ数の推移



中学校

昭和52年指導要領 平成元年指導要領 平成10年指導要領

	2年使用 (S63検定)	H9使用 (H7検定)	H14使用 (H12検定)	H18使用 (H16検定)	H18使用とH14使用の差	
国語	827	825	787	850	63	8.0%
社会	807	778	690	690	0	0.0%
数学	492	507	481	591	110	22.9%
理科	608	518	466	571	105	22.5%
英語	368	359	347	373	26	7.5%
全体	3,102	2,987	2,771	3,075	304	11.0%

* ページ数は、表紙と見返しを除いた総ページ数である

* 各社全点合計ページ数の平均である

* すべてB5換算している(B5:A5=1:1. 2、B5:B5変形版=1. 04:1)

学校図書館の現状に関する調査結果について

文部科学省では、学校図書館に関する行政上の参考とするため、各都道府県教育委員会等を通じて、学校図書館の現状に関して調査を行っており、本調査結果は、これを取りまとめたものです。

本調査結果の概要は次の通りです。

〈概要〉

1 12学級以上の学校における司書教諭発令状況（平成18年5月現在）

小学校	：国立	97.3%	、公立	99.6%	、私立	94.7%
中学校	：国立	95.9%	、公立	99.0%	、私立	89.8%
高等学校	：国立	100%	、公立	97.7%	、私立	94.9%
合計	：国立	97.0%	、公立	99.2%	、私立	93.9%

2 読書活動の状況（平成18年5月現在）（公立）

(1) 全校一斉の読書活動の実施状況

小学校	……………	93.7%	（平成17年	91.3%
	（朝の始業前に実施	86.4%	（平成17年	83.7%）
中学校	……………	81.2%	（平成17年	78.0%
	（朝の始業前に実施	74.4%	（平成17年	70.7%）
高等学校	……………	37.8%	（平成17年	34.7%
	（朝の始業前に実施	30.8%	（平成17年	28.3%）

(2) 図書の読み聞かせやブックトークを実施

小学校	…	74.1%	（平成17年	70.7%
中学校	…	21.3%	（平成17年	20.6%
高等学校	…	8.5%	（平成17年	8.9%

(3) 読書感想文コンクールを実施

小学校	…	39.1%	（平成17年	37.9%
中学校	…	39.2%	（平成17年	37.1%
高等学校	…	47.2%	（平成17年	43.8%

(4) ボランティアを活用している学校数の割合

小学校	…	69.6%	（平成17年	66.3%
中学校	…	16.3%	（平成17年	15.1%
高等学校	…	2.3%	（平成17年	1.9%

(5) 公共図書館との連携を実施している学校数の割合

小学校	…	62.6%	（平成17年	60.5%
中学校	…	37.6%	（平成17年	34.8%
高等学校	…	34.6%	（平成17年	30.6%

3 学校図書館の図書等の整備状況（公立）

(1) 蔵書冊数

	学校数	17年度末蔵書冊数	16年度末蔵書冊数
小学校	22,230	162,535千冊	159,124千冊
中学校	10,116	91,446千冊	89,329千冊
高等学校	3,938	85,734千冊	84,644千冊

(2) 1校当たり蔵書冊数

小学校…… 平成17年度末 7,312冊（平成16年度末 7,082冊）
中学校…… 平成17年度末 9,040冊（平成16年度末 8,789冊）
高等学校… 平成17年度末 21,771冊（平成16年度末 21,516冊）

(3) 学校図書館図書標準の達成学校数の割合

小学校……… 平成17年度末 40.1%（平成16年度末 37.8%）
中学校……… 平成17年度末 34.9%（平成16年度末 32.4%）

(4) 蔵書のデータベース化の状況

小学校… 平成18年5月現在 37.6%（平成17年5月現在 33.9%）
中学校… 平成18年5月現在 38.5%（平成17年5月現在 34.1%）
高等学校… 平成18年5月現在 71.6%（平成17年5月現在 68.2%）

4 学校図書館図書の購入額（全国ベース）（公立）

平成17年度決算額

	決 算 額
小学校	90億円 (平成16年度：94億円)
中学校	60億円 (平成16年度：62億円)
合 計	150億円 (平成16年度：156億円)

理科教育等設備の整備

(国庫補助事業)

19年度予算額 1,310百万円 (1,298百万円)

1. 趣旨

学校教育における理科教育の振興を図るため、理科教育振興法に基づき、公・私立の小・中・高等学校等の設置者に対して、理科教育等設備の整備に要する経費の一部を補助する。

2. 補助内容

(1) 事業の内容

① 理科設備 (計量器、実験機械器具、野外観察調査用具、標本、模型)

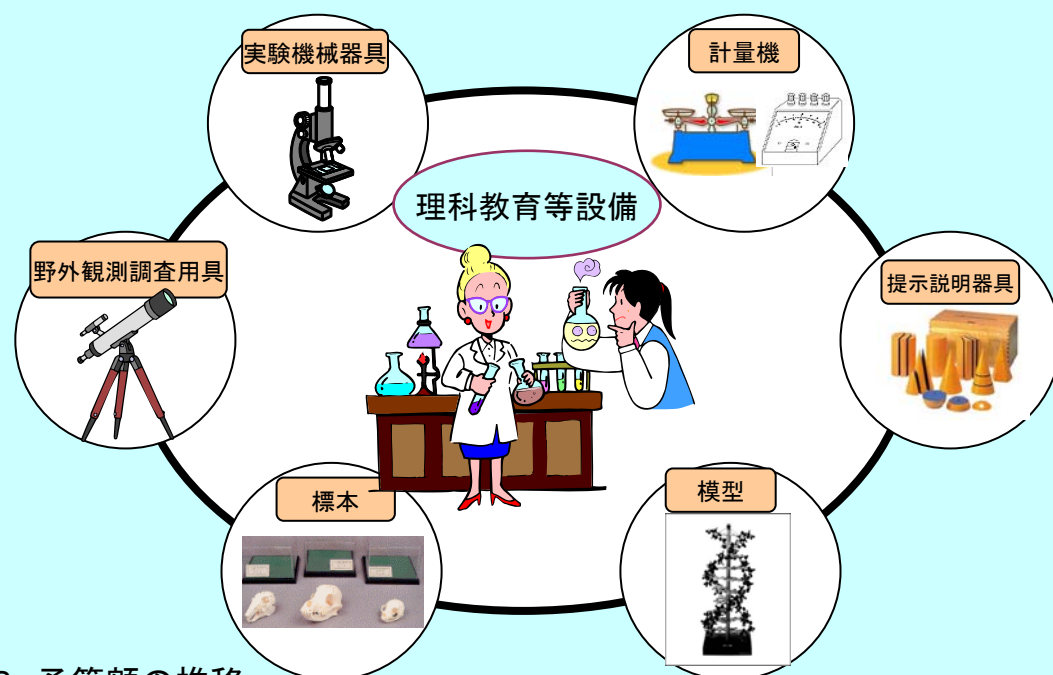
② 算数・数学設備 (提示説明器具、実験実習器具、計算機器)

(2) 補助の対象

小学校、中学校 (中等教育学校の前期課程を含む)、高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む) 及び盲、ろう、養護学校における理科教育のための設備を整備するために必要な経費

(3) 補助率 1/2 (沖縄 3/4)

(4) 補助事業者 地方公共団体、学校法人



3. 予算額の推移

※上段()は補正額は外数 (単位:百万円)

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
		(836)					
予算額	2,304	2,187	1,781	1,500	1,350	1,283	1,298

理科支援員等配置事業

平成19年度予算額 2,000百万円(新規)

概要

○退職教員、企業技術者、大学(院)生等の有用な外部人材を、理科支援員、特別講師として小学校に配置し、理科授業の充実及び教員の資質向上を図るために活用する。

対象

○47都道府県・17政令指定都市



<小学校>

全国約3000校
5～6年理科
(観察・実験等)

●理科支援員

- ・観察・実験等の実施の支援
- ・観察・実験等の準備・後片付け
- ・観察・実験等の計画立案や教材開発の支援
- ・理科授業の進め方等の提案・助言

●特別講師

- ・学習事項と社会活動のつながりを実感させる内容の特別授業の実施

<都道府県・政令指定都市教育委員会>

コーディネータを配置し、事業を実施

●コーディネータ

- ・理科支援員等の確保に向けた活動
- ・事業説明会の企画・実施
- ・理科支援員等の選定
- ・理科支援員等の養成研修の企画・実施
- ・理科支援員等の配置計画の作成等

人材要望

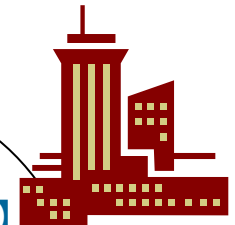
人材配置

人材発掘

人材提供

【人材提供源】

- ・大学・研究所
- ・退職教員
- ・研究者・技術者
- ・産業界・各種団体等

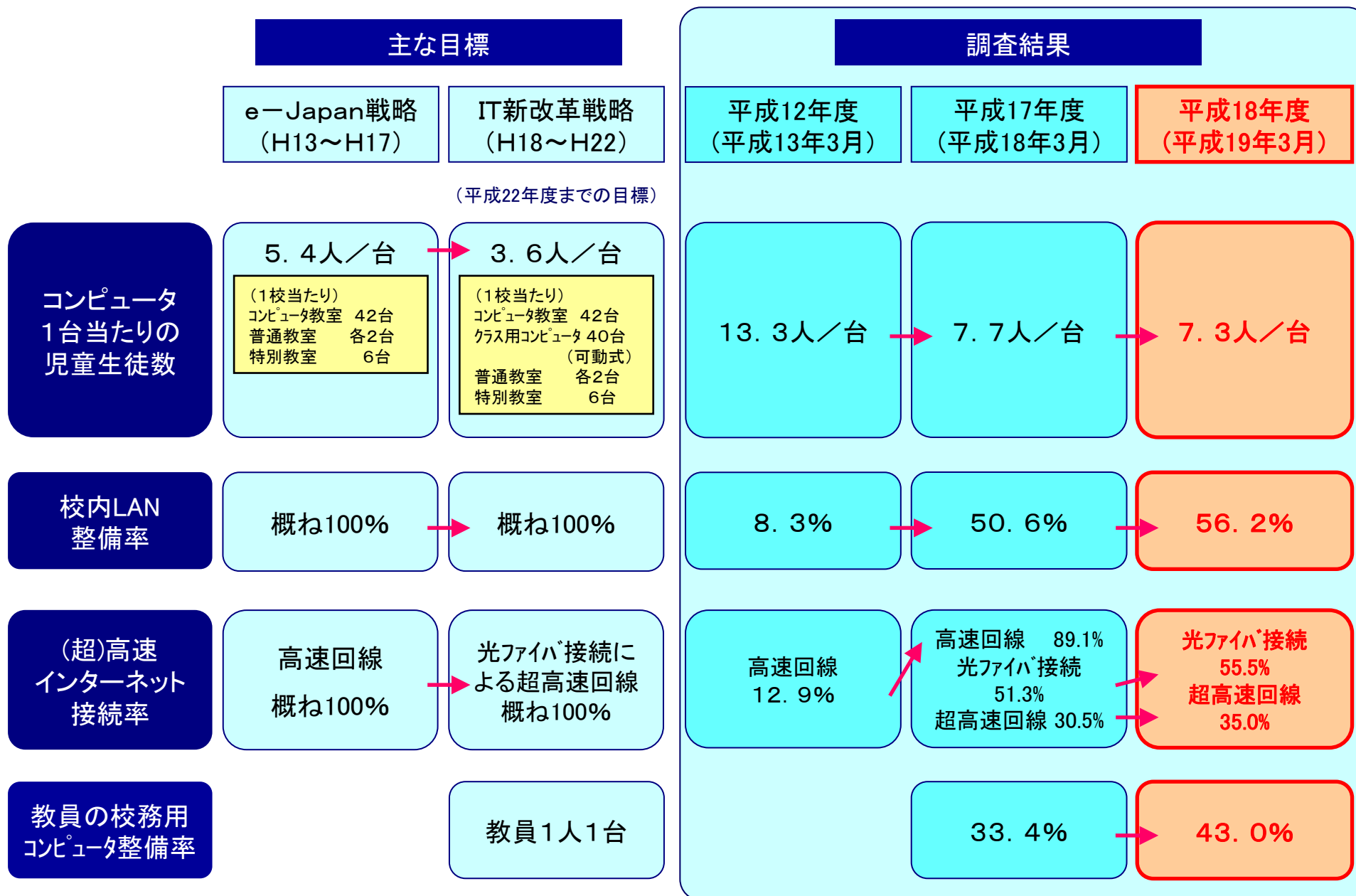


事業委託

JST

経済産業省
「理科実験教室プロジェクト」
・特別講師の発掘・派遣支援
・授業プログラムの提供

平成18年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔速報値〕 (国家戦略における主な目標と調査結果)



※本調査では、高速インターネット及び超高速インターネットの回線速度は、次のとおり定義。「高速インターネット」…400kbps以上、「超高速インターネット」…30Mbps以上。

平成18年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔速報値〕(平成19年3月現在、文部科学省調べ)

「放課後子どもプラン」平成19年度予算の概要

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算に盛り込んだところ。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」のポイント

※【】内が
事業担当省

「放課後子どもプラン推進事業」

事業内容	放課後子ども教室推進事業(新規) 【文部科学省】	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3か年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)</p> <p>▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>
予算額	68.2億円 ※事業費ベースで平成18年度比約3倍	国庫補助金 (補助率1/3) 158.5億円(38.3億円増)
か所数	10,000か所	20,000か所(5,900か所増)
ソフト面	<p>○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3か年計画)の取組を踏まえた事業の推進 ・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大</p> <p>○学習支援の充実 ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る</p> <p>○次年度からの取組支援 ・残りの1万か所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援</p>	<p>○基準開設日数(250日)の設定 ・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施</p> <p>○必要な開設日数の確保 ・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止</p> <p>○適正な人数規模への移行促進 ・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進</p>
ハード面	○「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の創設	<p>○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増</p> <p>○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設</p>

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】

確かな学力の向上のための２００２アピール 「学びのすすめ」（平成１４年１月１７日）（抜粋）

４ 学びの機会を充実し、学ぶ習慣を身に付ける

【ねらい】学校においては、例えば朝の読書などが、読書本来の効果に加え、児童生徒の集中力を高め、授業への姿勢をつくる上で効果を挙げているとの報告もあります。また、放課後の時間などを活用して、個々の児童生徒の授業で理解できなかったところの復習や主体的に調べる学習などを教員が支援したり、あるいは学習の方法について指導したりするなどの工夫も考えられます。

このように、授業時間だけでなく、学校の教育活動全体で、児童生徒一人一人に応じた学びの機会の充実を図り、教員が適切に指導・支援に当たることが求められます。また、こうした活動を含め、学校の教育活動全体を通じて、学校外の人材を積極的に活用するなどの工夫も考えられます。さらに、宿題や課題を適切に与えることなどにより、家庭における学びの充実を図り、学校と家庭が協力して、児童生徒に学ぶ習慣をしっかりと身に付けることも重要です。

（例）

- 放課後の時間などを活用して、補充的な学習や児童生徒の主体的な学習を支援する。
- 朝の読書など、始業前学習を推奨・支援する。
- 宿題や課題を適切に与えることなどにより、家庭における学習の充実を図る。

< 高等学校教育との接続の観点からの大学入試の改善 >

大学入学者選抜の現状

1. 大学・短期大学への入学状況（平成18年度）

高等 学校 卒 業 者	→	入学 志 願 者	→	入 学 者
117万人	→	大学 70万人 短大 9万人 合計 79万人	→	大学 60万人 短大 9万人 合計 69万人

2. 大学入学者選抜の基本的考え方

大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような基本方針に基づき、多様な選抜方法や学力検査の在り方等について、毎年度「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。

（基本方針）

大学入学者選抜は、受験生が大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。高等学校の教育を乱すことのないよう配慮する。

各大学・学部は、当該大学・学部の教育理念、教育内容等に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にする。入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で選抜方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。

3. 多様な選抜方法

（1）一般選抜

調査書の内容、学力検査、面接・小論文等大学が適当と認める資料や方法により判定する方法。

（2）専門高校・総合学科卒業生選抜

高校の職業教育を主とする学科又は総合学科の受験生を対象に、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する方法

（3）アドミッション・オフィス入試

詳細な書類審査と丁寧な面接などを組合せ、受験生の能力・適性や学習に対する意欲・目的意識等を総合的に判定する方法。

（4）推薦選抜

出身学校長の推薦に基づいて、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として、面接・小論文等を活用して判定する方法。

（5）帰国子女・社会人選抜

帰国子女・社会人を対象とし、学力検査を軽減し面接・小論文等適切に組み合わせて判定する方法。

大学入学者選抜の改善について

(1) 平成18年度の入試状況（国公立大学・短大計）

- 高等学校卒業者・・・117万人
- 大学入学志願者・・・79万人（大学70万人，短大9万人）
- 大学入学者・・・69万人（大学60万人，短大9万人）

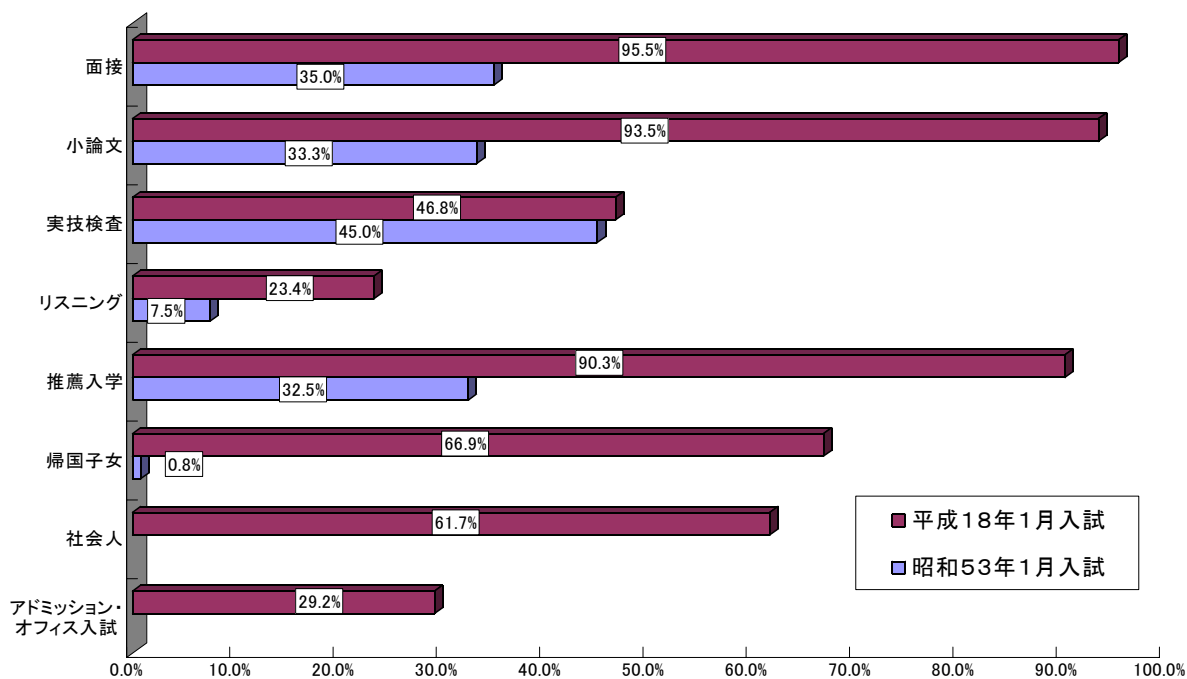
(2) 大学入試センター試験

- 大学入学志願者の高等学校段階における基礎的な学習達成度の判定を主目的として大学が共同して実施するもの（平成2年度から実施）。
- 平成19年度（平成19年1月20～21日実施）の利用状況
 - ・83国立大学（全大学），74公立大学（全大学），450私立大学（全体の約82%）
 - ・14公立短期大学（全体の約56%），134私立短期大学（全体の約34%）
- 平成19年度大学入試センター試験志願者数
553,352人（対前年度1,970人増，0.4%増）

(3) 各大学における入学者選抜の工夫・改善

- 各大学における入学者選抜については，学力検査も重要な要素ではあるが，これに偏ることなく，面接，小論文，実技検査，リスニングテスト等を実施することにより，評価尺度を多元化し，受験生の能力・適性等を多面的に判定する方向での工夫・改善を各大学に要請。
- また，推薦入学，帰国子女・社会人等の特別選抜など多様な入学者選抜を実施。
- 近年，きめ細かな入学者選抜方法として，アドミッション・オフィス入試（詳細な書類審査と丁寧な面接等の組み合わせにより，大学での勉学の意欲と能力，目的意識などを総合的に判定）を実施する大学が増加し，平成18年度入試で45国公立大学（短大を除く。）が実施。
 - ・国立大学：30大学（北海道，東北，筑波，広島，山口，愛媛など）
 - ・公立大学：15大学（岩手県立，秋田県立，首都大学東京など）
 - ・私立大学：380大学（慶應義塾，立命館，早稲田，桜美林など）

（参考）国公立大学（短大を除く。）における入学者選抜の改善状況

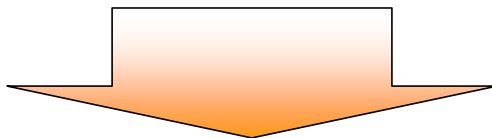
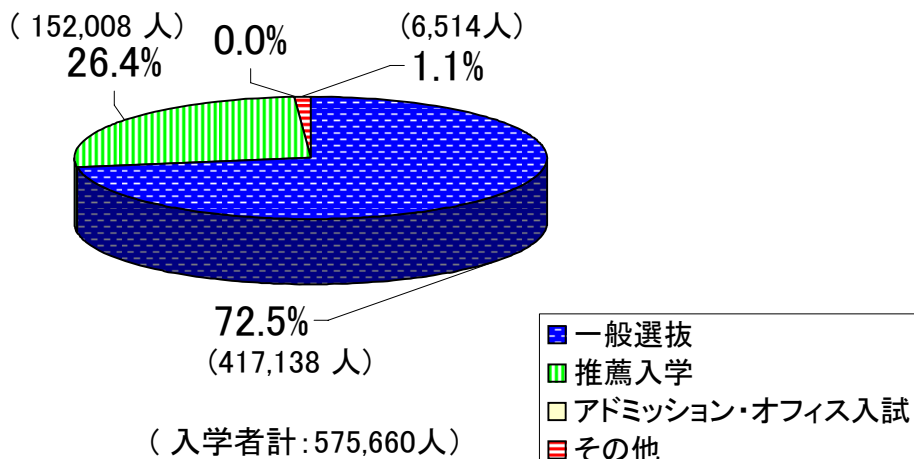


・10年前と比べて、AO入試、推薦入試が大きく増加しており、
 選抜方法の多様化が進んでいる。

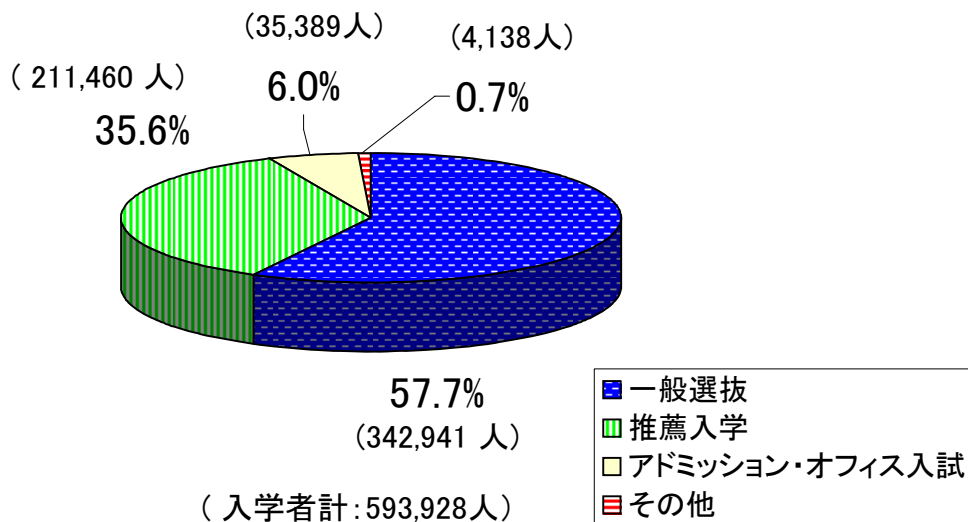
選抜方法別入学者数の割合

(国公立大学)

平成8年度



平成18年度

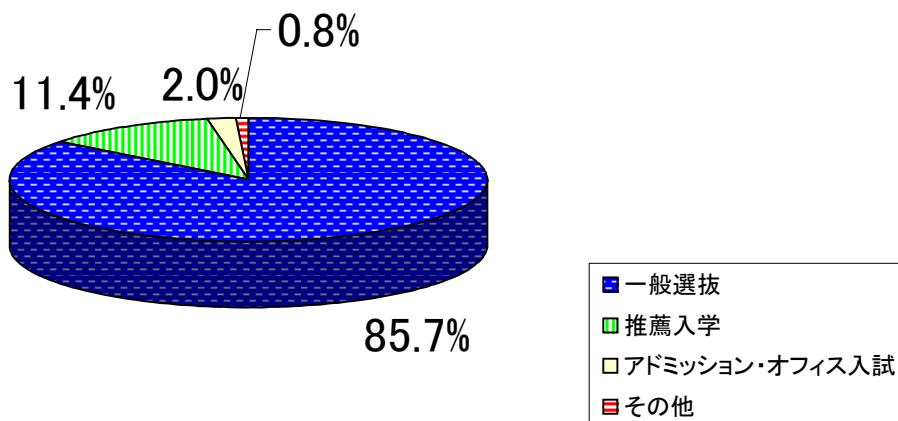


(注) 1. 「その他」: 専門高校・総合学科卒業生選抜、社会人選抜、帰国子女・中国引揚者等子女選抜など
 2. アドミッション・オフィス入試は、平成8年度時点で実施状況を調査していないため「その他」に含まれる
 出典: 文部科学省大学入試室調べ

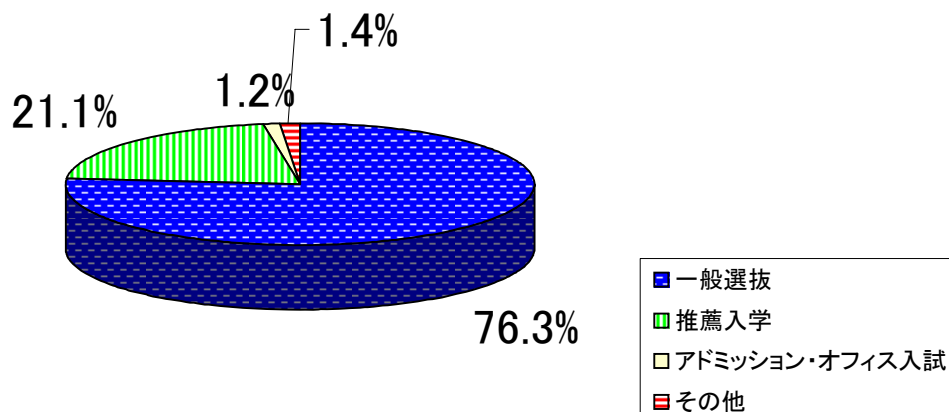
・ 選抜方法の多様化は国公立大学では低調。これに対して私立では約半数をAOまたは推薦で入学させている。

平成18年度国公立別選抜方法入学者数の割合

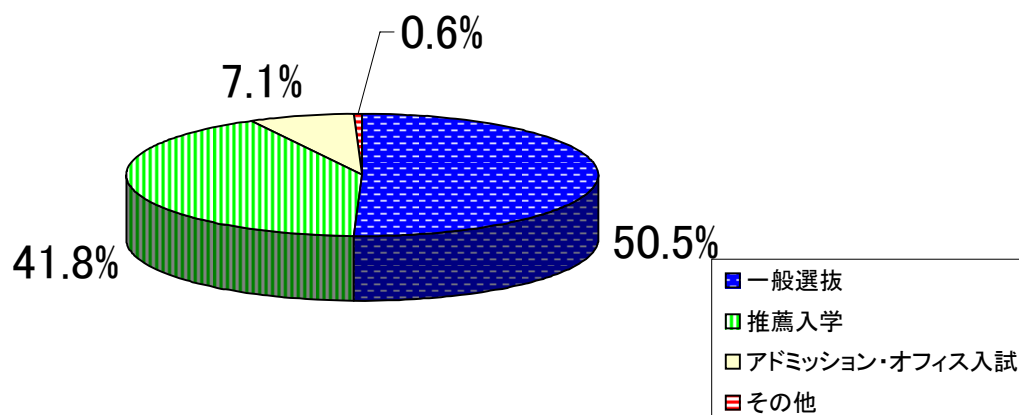
国立大学



公立大学



私立大学



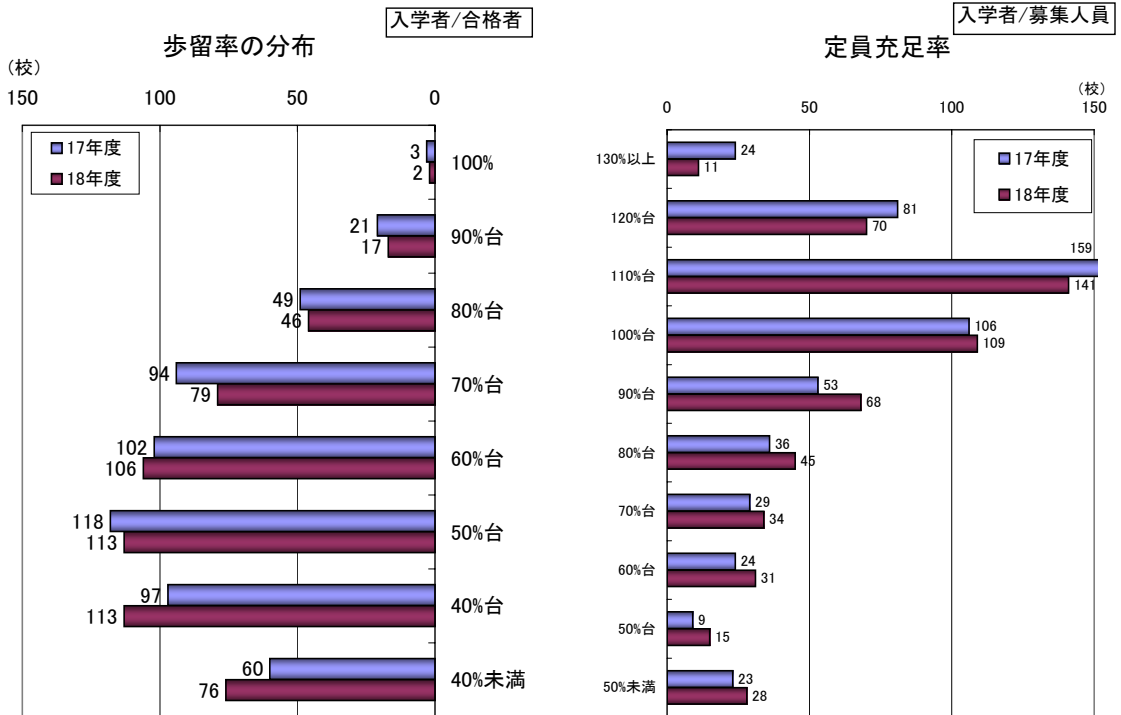
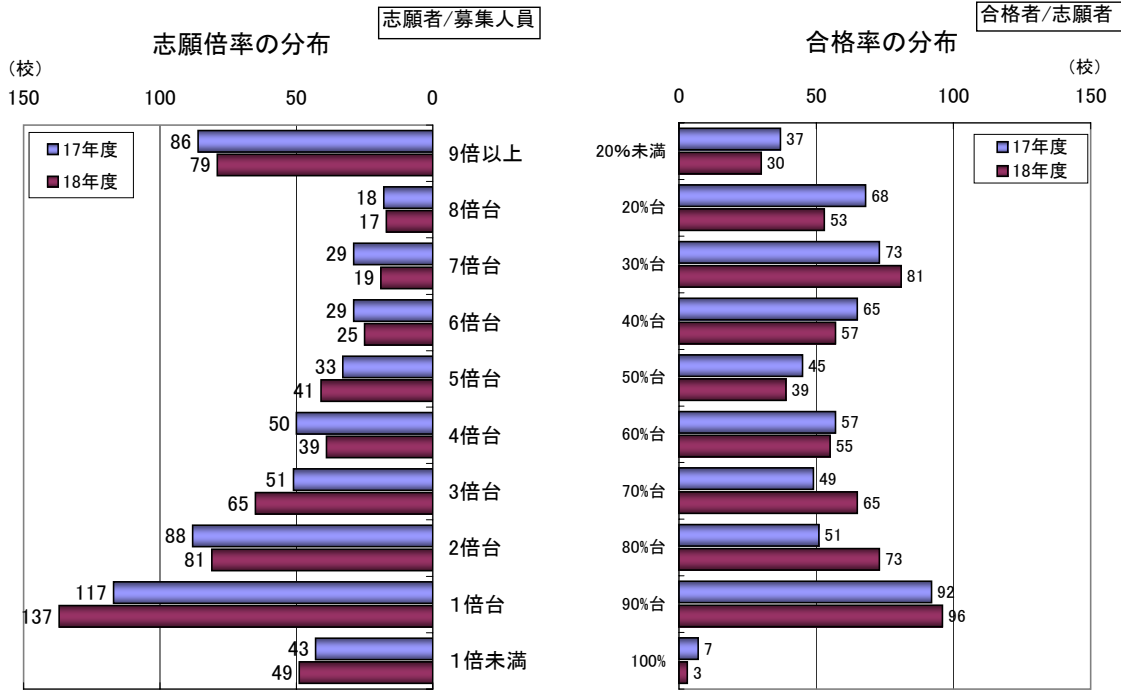
(注)「その他」: 専門高校・総合学科卒業生選抜、社会人選抜、帰国子女・中国引揚者等子女選抜など

出典: 文部科学省大学入試室調べ

- ・私立は大学によって入試状況のバラツキが大きい
- ・志願倍率や合格率は2極化

志願倍率、合格率、歩留率、入学定員充足率の状況

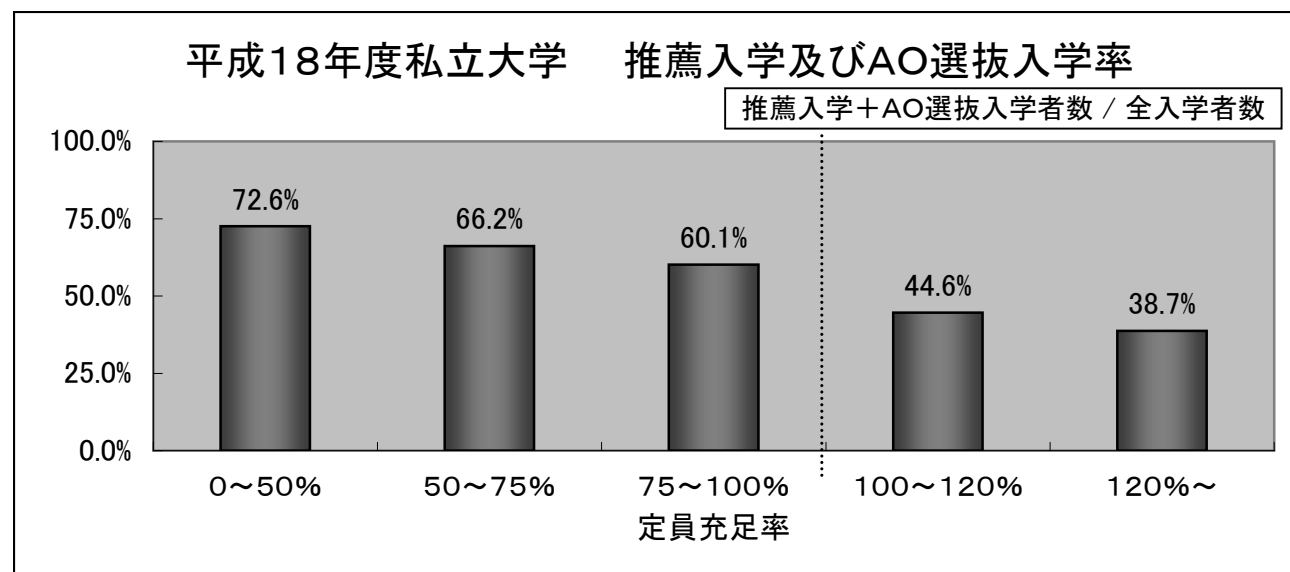
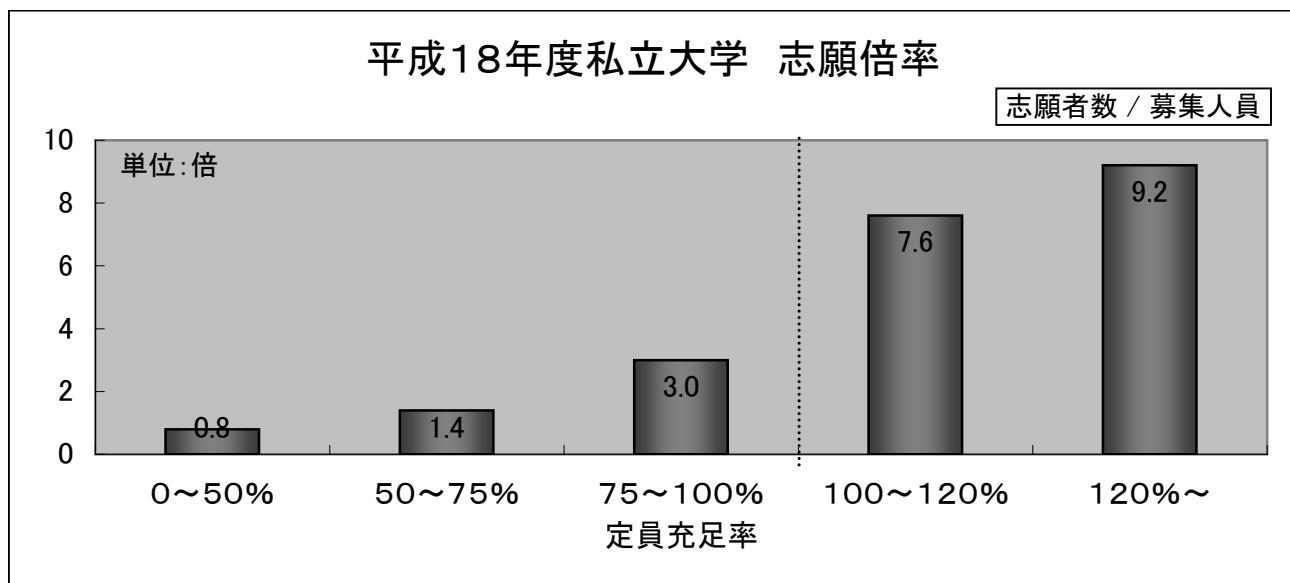
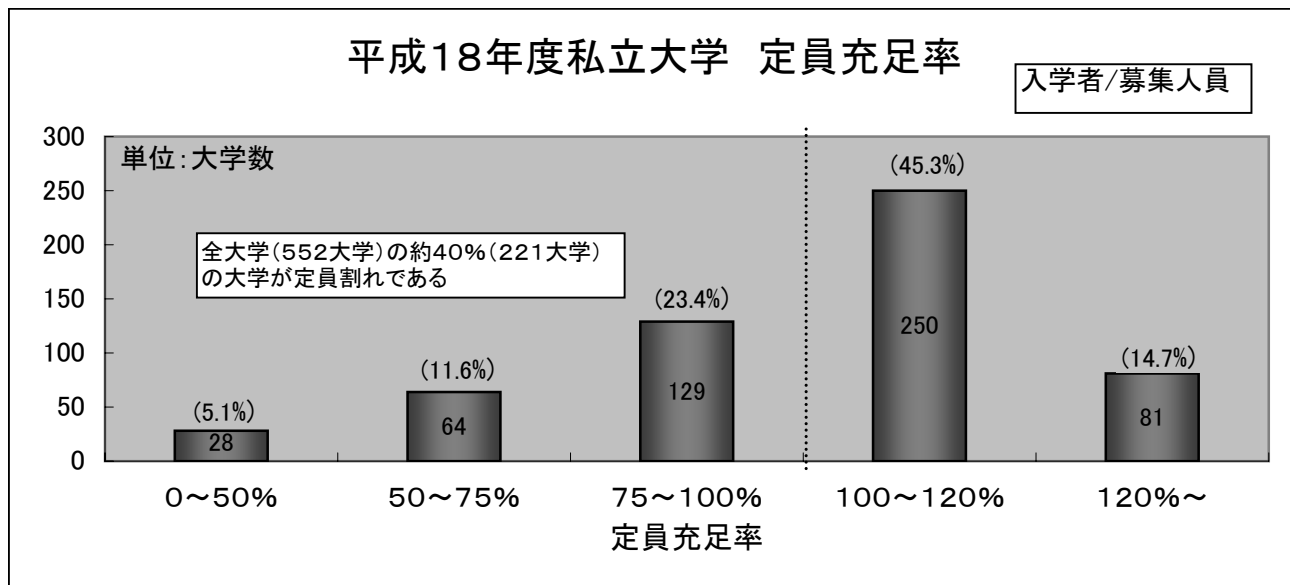
<私立大学>



出典: 文部科学省大学入試室調べ

〈私立大学〉

- 全大学の4割が定員割れ
- 定員割れ大学の志願倍率は極端に低い
- 定員割れしている大学ほど推薦、AOの実施率が高く、選抜が多様化している



出典：文部科学省大学入試室調べ

**学習指導要領上の必履修科目と大学入試センター試験の
出題科目・範囲との対照表**

	学習指導要領 (H15年度～)		大学入試センター試験 (H18年度～)
	科目 (標準単位数)	必履修科目	出題科目・範囲
国語	「国語表現」(2) 「国語表現」(2) 「国語総合」(4) 「現代文」(4) 「古典」(4) 「古典講読」(2)	うち1科目	「国語総合」、「国語表現」の内容を出題範囲とし、近代以降の文章、古典(古文、漢文)を出題する。
地理歴史	「世界史A」(2) 「世界史B」(4) 「日本史A」(2) 「日本史B」(4) 「地理A」(2) 「地理B」(4)	うち1科目 うち1科目	「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」 } から1科目 選択可能
公民	「現代社会」(2) 「倫理」(2) 「政治・経済」(2)	「現代社会」 又は「倫理」・「政治経済」	「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 } から1科目 選択可能
数学	「数学基礎」(2) 「数学」(3) 「数学」(4) 「数学」(3) 「数学A」(2) 「数学B」(2) 「数学C」(2)	うち1科目	「数学」 『数学・数学A』 } から1科目 選択可能 「数学」 『数学・数学B』 } から1科目 選択可能 「工業数理基礎」 「簿記・会計」 『情報関係基礎』
理科	「理科基礎」(2) 「理科総合A」(2) 「理科総合B」(2) 「物理」(3) 「物理」(3) 「化学」(3) 「化学」(3) 「生物」(3) 「生物」(3) 「地学」(3) 「地学」(3)	うち2科目 (「理科基礎」 「理科総合A」 又は「理科総合B」を少なくとも1科目含む)	「理科総合A」 「化学」 } から1科目 選択可能 「理科総合B」 「生物」 } から1科目 選択可能 「物理」 「地学」 } から1科目 選択可能
外国語(英語)	「OC」(2) 「OC」(4) 「英語」(3) 「英語」(4) 「リーディング」(4) 「ライティング」(4)	うち1科目	「オーラル・コミュニケーション」及び「英語」に加えて「オーラル・コミュニケーション」と「英語」に共通する事項を出題範囲とする。

注) 学習指導要領では、上記のほかに、保健体育、芸術、家庭、情報が必履修の教科となっている。